次

目

告 示

公 告 ○建築士事務所の監督処分

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手

(震災廃棄物対策課)

教育委員会

方の決定

宮城海区漁業調整委員会

○地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

○かじき等流し網漁業の制限

告

示

○宮城県告示第百三十二号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条第二項第二号の規定による処分をしたので、

同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定に基づき、公告する。

平成二十五年二月二十六日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

七 六

監督処分をした年月日

監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地等 平成二十五年二月十九日

所在地建築士事務所の名称及び

(1)

の氏名の氏名が及び代表者

士事務所の別 務所又は木造建築 所、二級建築士事

登録 番士事 務所の

九番一 - 六〇三 仙台市太白区郡-

代表取締役 大場陽子バーサルデザイン研究所有限会 社スカイ・ユニ

|級建築士事務所

六第 号— 01010

行 城 四 Ξ 監督処分の内容 山室

宮 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (每週火,金曜日発行)

県

ページ 丁目十 公

が変更となったことについて、建築士法第二十三条の五第一項の規定による変更の届出を怠った。 建築士事務所の開設者が、当該建築士事務所の所在地及び、当該建築士事務所を管理する建築士 監督処分の原因となった事実 建築土事務所の閉鎖二月(平成二十五年三月一日から平成二十五年四月三十日まで) 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十五年二月二十六日

(建築宅地課)

宮城県知事

村

井

嘉

浩

コンテナ三千基 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 一万二千トン 災害廃棄物処理 (東京都搬出その5) 業務委託

契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課

仙台市青

葉区本町三丁目八番-号

Ξ 契約の相手方を決定した日 平成二十四年十二月十九日

=

兀

契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 公益財団法人東京都環境公社 東京都墨田区

江東橋四丁目二十六番五号

五 契約金額 十二フィートコンテナー基当たり五万八千円及び五万二千円 ートン当たり三万四千

コンテナ使用料一月当たり千三百二十万円 管理費一月当たり三百二十九万円

契約の相手方を決定した手続 随意契約 円

契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める

政令(平成七年十一月一日政令第三百七十二号)第十条第一項第一号及び地方自治法施行令(昭和

二十二年政令第十六号)第百六十七条の二 |第| 項第||号該当

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年二月二十六日

宮城県教育委員会

教育長橋

仁

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

別表中「宮城県特別支援教育センター「宮特教」を「宮城県総合教育センター「宮総教」に改める。地方機関等文書規程(昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

[3 E

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第一号

等の採捕を目的とする流し網漁業をいう。以下同じ。)の操業について、次のとおり制限する。ける総トン数五トン以上の動力漁船を使用するかじき等流し網漁業(まぐろ、かじき、かつお、さめ漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、宮城県地先海面にお

報

宮城海区漁業調整委員会

医切浴区沙学言

平成二十五年二月二十六日

会長畠山喜

勝

制限期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

操業の承認

調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。流し網漁業操業承認事務取扱要領(以下「要領」という。)で定めるところにより、宮城海区漁業かじき等流し網漁業の操業をしようとする者は、使用漁船ごとに、別記平成二十五年度かじき等

操業の承認の対象

次の1又は2のいずれかに該当する者。ただし、委員会が漁業調整のため必要があると認めた場

合には承認の対象としないことがある。

1 前年度において承認を受けてかじき等流し網漁業を営み、かつ、宮城県内の港に漁獲物を陸揚

その他委員会が認めた者

げした実績を有する者

2

四 漁獲物の陸揚制限

かじき等流し網漁業を操業する者は、原則として、本県の漁港に漁獲物を水揚げしなければなら

いい

五 操業の承認の条件及び制限

操業の承認には、次の条件を付する。

操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること

操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第一号の標識を船橋の両側に表示すること。

禁止区域

3 2 1

域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区

ア 岩手県大船渡市首崎突端

岩手県大船渡市首崎突端正東十海里の点

宮城県気仙沼市御崎突端正東十海里の点

ウ

1

エ

京龙皇 医一环 再二段 丁文里 奇圣第二词 一身里的

宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東十海里の点

オ 宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点

カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里の点

T 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点

漁具の制限

センチメートルを超えるものでなければならない。 | 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は十二キロメートル以内であり、かつ、網目は十五

□ 二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない

)漁具の標識

敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上二メートル以上の高さに掲げなければならない。

→ 両端部の浮標

昼間にあっては別記様式第二号による標識及びレーダー反射板(金属性のものに限る。以下

同じ。)、夜間にあっては白色の灯火及びレーダー 反射板

□ 中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標

昼間にあっては別記様式第二号による標識、夜間にあっては白色の灯火

─及び□の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも二海里離れた所から視認さ

塗装しない船舶の使用禁止

れるものでなければならない。

6

 $(\equiv)$ 

塗装しなければならない。 かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で

2

林水産省令第五十四号)を遵守しなければならない

7

1から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令 (平成六年農

操業の承認を受けた者は、操業終了後一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければ 漁獲成績報告書の提出の義発

承認の取り消し

六

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

平成二十五年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領

操業の承認申請

八番一号 宮城県農林水産部水産業振興課内。以下「委員会」という。) に提出しなければならな の住所地を管轄する地方振興事務所を経由し、宮城海区漁業調整委員会(仙台市青葉区本町三丁目 操業の承認申請をしようとする者は、かじき等流し網漁業操業承認申請書(様式第一号)をそ

報

の副申書を添えなければならない なお、県内に住所を有しない者が操業承認申請する場合は、その所在地を管轄する都道府県知事

操業承認申請書の受理期間は、かじき等流し網漁業の制限に関する委員会指示(以下「委員会指

3 示」という。) の日から平成二十五年三月十五日までとする。 操業承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

操業承認申請一覧表(様式第二号)

宮

は申請理由書 委員会指示三の1に該当する者は水揚仕切書写、漁獲物陸揚証明書 (様式第三号)、その他の者

 $(\equiv)$ 印鑑証明書

(四) 漁船原簿謄本

(<u>Fi</u>)

年間事業計画書 (様式第四号)

( ; )共同申請の場合は、代表者選定届及び申請理由書

(七) 用船の場合は、船舶使用承諾書及び申請理由書

(17) 代船の場合は、旧船の廃業届又は抹消漁船原簿謄本

(tt) ○~○○までに掲げる書類のほか、委員会が必要と認める書類

(承認証の交付)

(3) 第二 委員会は、操業の承認をしたときは、次の表の下欄に揚げる漁港で、当該承認に係る漁船 (漁 ろう装置、漁網を含む。) を確認の上、操業承認証 (様式第五号。以下「承認証」という。) を申請

者又は操業責任者に交付する

2

示を受けなければならない。

轄する地方振興事務所水産漁港部に連絡の上、承認証交付申請書 ( 様式第六号 ) を提出し、その指 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ当該承認証の交付を希望する漁港の所在地を管

興事務所水産漁港部宮城県気仙沼地方振	事務所水産漁港部宮城県東部地方振興	事務所水産漁港部宮城県仙台地方振興
電話(〇二二六・二四・二一二)気仙沼市赤岩杉ノ沢四七・六	電話(〇二二五-九五-一四一一石巻市東中里一丁目四-三十二	電話(〇二二-三六六-一二三一塩釜市新浜町一丁目九-一
志気	石女	塩
津仙	巻川	釜
川沼	57.1	
港港	港港	港

(承認証の書換え交付)

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、操業承認証書 換交付申請書 (様式第七号)を委員会に提出し、書換え交付を受けなければならない。

2 前号の場合には、第一の3の魚の規定を準用する。

(承認証の再交付

第四 付申請書 (様式第八号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく、操業承認証再交

( 漁獲成績報告書の様式

第五 委員会指示五の8に定める漁獲成績報告書は、様式第九号によるものとする。

(別記) 指示樣式第1号 2 指示樣式第2号 2 文字,数字(承認番号)及び枠は,夜光塗料を配合した朱色とする。 以上とする。 文字及び数字 (承認番号 )の大きさは,8 センチメートル以上とし,太さは1.5センチメートル 標識の大きさは、縦横とも80センチメートルとする。 標識は,黄色の布地とする。 宮かじき第 斌 密 摦 刦 炒 伽 巾 要領樣式第1号 かじき等流し網漁業の操業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。 宮城海区漁業調整委員会長 2 (1) 船 使用船舶 操業区域 宫城県地先海面 操業期間 承認証交付希望港 総トソ数 漁船登録番号 機関の種類及び馬力数 炒 ダ ر٠ 애 併 鄉 遯 鴐 Ш  $\subset$ 日から 腦 強 쌝 牃  $\mathbb{R}$ 宇  $\mathbb{R}$ 宇 丸 PS又はキロワット 蔝 牃 1/0 疋 炒 严 併 承 嵺 Ш ₩ 쌡 田まで 併 Ш (A4縦)  $^{\tiny \textcircled{\tiny 1}}$ (11) Ш

(5)	平成25年2月26日	火曜日	宮	城	県	公	報			第2435号
	印は記入								承認番号	要領樣式第2号
	印は記入しないこと。								漁船登録番号	
									部	
									総トン数	∵ ∩
									馬力数	半
									操業期間	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
								F	<b>↑</b>	操 操 坐 認
								3		田 神           Pin
								Ι.	地地	# <b>*</b>
								H	承交条 認 胡	##
								44.8° H	前年度	月 日漁業協
	(A4横)								前実工年編年	日漁業協同組合長 御(支所運営委員長)

	712-100	<u> </u>	半成2	25年	2月	26日	火	曜日	Ī	宝	城	ļ	果	2	公	幸	<u>B</u>									(6)
(A 4報) (A 4報) (B 44 13 13 13 14 15 15 14 15 15 15 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15																			漁船			下記のとおり当				要領樣式第3号
(A 4報) (A 4報) (B 44 13 13 13 14 15 15 14 15 15 15 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15		1										^;	無			及び氏名	び馬力数		-,-			市場に陸揚げ			か	
(A 4報) (A 4報) (B 44 13 13 13 14 15 15 14 15 15 15 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15		迅	kg								kg	Ċ										したことを証			じき等流し網	
(A 4 様) (A 4 <b>A A A A A A A A A A</b>		ⅎ	kg	迅	kg	迅	kg	ⅎ	kg	В	kg	U					PSXI	7.		冶	뺩	明する。			漁業漁獲物陸揚	
中 月 日								9	<u></u>				tキロワット						宮城県		。証明書					
「								]	□}										魚市場							
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(A4縦)	迅	kg	迅	kg	迅	kg	Ш	kg	<b>3</b> B	kg	1	<u> </u>											Ш		
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日																										
								総	×	#			無	漁獲		航	蔝	蓝	漁獲	×		7	一型			要領樣豆
中							>				紫料	车	組員	獲予想金	獲予想数	诞	業日	業期	獲物の種		漁業種類					要領様式第4号
							>				紫料	车	組員	獲予想金	獲予想数	诞	業日	業期	獲物の種		漁業種類	7	加		爭	要領樣式第4号
							>				紫料	车	組員	獲予想金	獲予想数	诞	業日	業期	獲物の種	#			加		畾	要領樣式第4号
							>				紫料	车	組員	獲予想金	獲予想数	诞	業日	業期	獲物の種	#			力、力、		雪	要領樣式第4号
							>				紫料	车	組員	獲予想金	獲予想数	诞	業日	業期	獲物の種	55	<b>厳</b>		力、力、		事業	要領樣式第4号
							>				紫料	车	組員	獲予想金	獲予想数	诞	業日	業期	獲物の種	55	<b>厳</b>		力、力、		聞 事 業 計 画	要領樣式第4号
R							>				紫料	车	組員	獲予想金	獲予想数	诞	業日	業期	獲物の種	\$\frac{1}{2}	<b>業</b>		力、力、		聞 事 業 計 画	要領樣式第 4 号

第2435号 要領樣式第5号  $\widehat{\omega}$ 2  $\equiv$ 条件及び制限(裏面記載のとおり) 使用船舶 操業期間 操業区域 総トソ数 漁船登録番号 密 機関の種類及び馬力数 加 な 宮城県地先海面 ر٠ 併 애 ジーゼル 縱 流  $\subset$ 宮城海区漁業調整委員会 田 腦 (表) 強 似 年 年 牃  $\square$  $\mathbb{R}$ 宇 蔝 ᄳ 멏 てく PS又はキロワット 牃 疋 炒 承 Ш Ш 嵺 宮かじき第 罥 にまり 日から ( A 4 經) 프 巾

要領樣式第5号

## (乗)

## 年 及 Ç 世 麗

偨

- 操業の承認を受けた者は,操業に際し,承認証を当該漁船に備え付けること
- 操業の承認を受けた漁船には 操業期間中別記様式第1号の標識を船橋の両側に表示すること。
- 域のうち,宮城県の地先海面においては,かじき等流し網漁業を操業してはならない。 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区
- 岩手県大船渡市首崎突端

A

禁止区域

- 岩手県大船渡市首崎突端正東10海里の点
- 宮城県気仙沼市御崎突端正東10海里の点
- 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東10海里の点
- 宮城県石巻市金華山頂上正東10海里の点

4 Н Ū

- ተ
- 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東25海里の点
- 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点
- (1) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は12キロメートル以内であり,かつ,網目は15セン
- チメートルを超えるものでなければならない。

(2) 2枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上2メートル以上の高さに掲げなければならない。

両端部の浮標

昼間にあっては別記様式第2号による標識及びレーダー反射板(金属性のものに限る。以下

じ。), 夜間にあっては白色の灯火及びレーダー反射板

(2) 中間部のおおむね3キロメートルごとの浮標

昼間にあっては別記様式第2号による標識,夜間にあっては白色の灯火

③ (1)及び(2)の灯火は夜間において視界が良好な場合に,少なくとも2海里離れた所から視認さ れるものでなければならない。

塗装しない船舶の使用禁止

装しなければならない。 かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を30センチメートルの幅で帯状に黒色で塗

- 林水産省令第54号)を遵守しなければならない。 1から6までの条件及び制限のほか,特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農
- ならない。 漁獲成績報告書の提出の義務 操業の承認を受けた者は,操業終了後1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければ

9

承認の取消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(連絡先等)
Ť
年 月 日 時
アン
丸
宮かじき第 号
1
뺩
が,出漁の準備が完了したので,確認の上承認証の交付を受けたく下記により申請します。
日付け宮漁委第 号でかじき等流し網漁業の操業の承認を受けました
况处
住 所
船主又は操業責任者
(小)
地方振興事務所長(殿)
年 月
承認証交付申請書

(9)	平成25年2月26日	火曜日	宮	城		県	公	į	報				角	第2435号	
			3 滅失(き損)の理由	2 船 化	1 承認番号 宮かじき第		뺍	かじき等流し網漁業操業承認証を滅失(き損)したので,再交付を申請します。		かじき等流し網漁業操業承認証再交付申請書			宮城海区漁業調整委員会長 殿		要領樣式第8号
(A4織)				丸	40			したので,再交付を申請します。		<b>《承認証再交付申請書》</b>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	住 躬		年月日	

第2435号	+1	九2	3 ±	+	۷.	/J .	20	<u> </u>	_		曜	Н		-	弖		-1	<b>火</b>		-	₹			7.		莊	X —												( 10 )	<u>_</u>
金トマ 8	_		*	*	*	* >	* *	*	*	*	* *	*	*	*	* *	*	*	* :	* ×	+ +	*	*	* *	*	*	* *	*	5556	ь				39 ~	部	δo	_		Ţķī].	要領樣式第9	
考 投網年月日 投網位置は * 印を付し1				7	+	+	Ŧ		$\mp$	7		F	H	7		Н		+	Ŧ			-	Ŧ	F			H	56575859606	#	投網年月			~ 41	部		4		宮城海区漁業調整委員会長	燕	
網網印件				1	1				Ŧ	1		F	П	1					ļ									3596	田	年月1	-			-	1 6	-2~	燕	体区	共第	
円置付出	_	,							#	1		İ.	Ħ											Ħ		1			31% 77	Ш	-		42~	藤   出数   数		9	붜	.漁	1000年	
た		Þ	1:2	1:2	1 2	2 2	2 2	1:2	2	2 1	2 2	1 2	1 2	2	1 2	1:2	1:2	1 2	2 V	1 2	1:2	1:2	2 2	1 2	1:2	1 2	1:2	62 -	北 韓 華				44	攀	2	1	鰮	温	υμ	
投網 編記				$\exists$	$\pm$		$\pm$			$\pm$				$\pm$		Н							$\pm$					63度分	44			*	4		0	7 .	ďΩ	数字		
位度,			$\dashv$	+	+	+	+	Н	+	+	+	+	Н	+	+	Н	$\vdash$	+	+	+		+	+	$\vdash$	Н	+		66	極	兹		≀	45~51		0	000				
置文記等は入			1:2	1:2	1 2	1 2	1 1	1:2	1 2	1 2	1 2	1 2	1:2	1 2	1 2	1 2	1:2	1 2	7 7	1 2	1 2	1 2	1 1 2	1 2	1 2	1 2	1:2	67	東経西経	 ::::::::::::::::::::::::::::::::::	-			_	*	9	配位	AK IIIK		
・農し網を				7	1		Ŧ		$\mp$	7		F	Н	7		Н		1	Ŧ			4	Ŧ	F			П	68		_ 8	l ⊦	*	52~		*	10 11		澱		
	=	#		4	1		F		Ŧ	Ŧ		F	П	7		Н			Ŧ				F	F				度分	極	户		*	54		ω	11 · 12	種漁 類業	ΚK		
び区に角を				1			+		Ŧ	1		F		1					ŀ								$\overline{}$	72			-				*	Τ.	捌			
斯·巴。				7	1		+		$\mp$	1		F	H	#		Н			Ŧ			#	+	Ħ				73 ~ 76	農林漁区	4#4					*	3 ~ 15	整理番号			
(美元)				7	1	Ŧ	Ŧ		$\mp$	#		F	П	#		Н		+	Ŧ				+	Ħ			+	$\rightarrow$		4119					*	-	ЦЦ			
瀬を買れ	羅		.,								J J			.,													*	77~	表面水温(°C)							+	漁			
(b) #	瓣	強	*	*	*	* >	* *	*	*	*	4 4	*	*	*	* *	*	*	* :	* *	+ +	*	*	* *	*	*	* *										16~	漁船登録番号			
順ってはた	HOH	獲!		$\pm$	#		$\pm$		$\pm$	+				$\pm$	+			+	$\pm$			#	$\pm$					31 ~ E	投反( 反網数)							20	出			
· 你 藏 !!!		尾数			1		$\pm$		$\pm$	+				$\pm$				+	$\pm$				$\pm$	$\pm$				3848	原数の反射を	施							G D			
<b> </b>	(kg)	×			+		+						Н	1														81 ~ 83 8485 8687	1 反の目合の て 長さ 大きさ ( m )( cm )							4				
,投網位置等,網及び魚種別漁獲量の欄は,操業一日ごとに記入すること。 :,緯経度又は農林漁区番号のいずれか一方を記入すればよい。また,緯経度は分の単位まで記入し,北緯 ·た欄は,記入しないこと。				$\exists$	$\exists$	#	$\pm$		1	_		H							$\pm$		Н	$\perp$	Ŧ			$\pm$		97 8	<u>্রার্ট্র</u> জ						-	21~	てソ			
ئ <del>ى</del> رى				7	Ŧ	Ŧ	F	Н	$\exists$	J	F	F	П	J	Ŧ	A		Ŧ	Ŧ	F	H	J	F	F	H	Ŧ	H	88 ~ 91	めかじき							- 25	数			
ر ا ت ات			H	7	7	Ŧ	Ŧ	Н	$\mp$	7	Ŧ	F	П	Ŧ	+	П	H	Ŧ	Ŧ		H	Ŧ	Ŧ	H	H	Ŧ	+	<u></u>	∩∦ 9#							7	~		_	
₩ >				4	+		+		Ŧ	-			Н	-					-				+	Н	Н		H	92 ~ 95	まかじき								#₽	5	<u> </u>	
すたる。				$\exists$	-		+		$\mp$	$\dashv$		F	Н	$\dashv$		Н		-	+				+	$\vdash$			+									26 ~ 29	P S Z I پراتا	C		
口編				7	1		Ŧ		$\mp$	7		F	Н	7		Н		1	Ŧ			4	Ŧ	F				96~99	なりによる	-						29	シマ	U U	T  }	
会を				1	1		Ŧ		Ŧ				П			Н							ļ	Ħ												+	24	라 일	ti ≾:	
# # #				1	1		Ŧ		#	1		F	П	1					ļ				+	Ħ				100 ~ 103	\$ C W W	ł					*	30	漁法		и —	
Š				$\exists$	1		+		$\pm$	#		F		$\pm$					#				+	Ħ				3 (								34.	通常従業員数	発	<b>₹</b>	
単位				$\downarrow$	1		t		$\pm$	#		t		#					+				t					104 ~ 107	対しょうできられる	Ä						32	往数	읦	ř	
9 <del>1</del>				1	1	+	+		#					#									t					1071	ul Ü	無								#	#	
問				$\pm$	1	+	+		$\pm$	#				$\pm$					+				t	Ħ				108 ~ 111	ふうらい							- 35		油	Ť	
>				1	+		$^{+}$							1					+				$^{+}$					1 1	W =	種							羅	湖	Ř	
				1	1				$\pm$	+				1														112~	#^ \ \ \ \ \ \ \ \ \	坦								י אמ	7	
2000年					$\pm$		+						Н	1													Н											這	Ĥ L	
				$\pm$	$\pm$	+	$\pm$		$\pm$	+			Н	$\pm$		Н			$\pm$				$\pm$	$\perp$				116~	びか	強					櫛	+	並	# []	Ë	
第二章				+	+		+		$\pm$	_			Н	+		Н			+				+				$\blacksquare$	119	びんなが	\$						36 ~		파 디	l 山	
· 無				+	+		+		$\exists$	+		$\vdash$	Н	+				+	+				+	$\vdash$			$\blacksquare$	120 -		纖						38		Щ	Щ	
裕、				+			+		H	+		$\vdash$		+					+									123	池	E							ә			
耳				$\exists$	+		+		$\exists$	+		H	Н	$\dashv$	+		-	-	+			-	+	$\perp$	$\Box$		$\blacksquare$	124	<u>w</u>	HB/0										
9				$\exists$	+	+	Ŧ	Н	Ŧ	$\mp$	+	F	Н	$\dashv$	+	Н	$\Box$	+	+			+	Ŧ	H	Н	+	Н	127	きはだ						淅					
別は				7	7	Ŧ	Ŧ	Н	$\mp$	7	Ŧ		Н	$\mp$	Ŧ	Н		Ŧ	Ŧ		П	+	Ŧ	Н	H	$\top$	H	128	Þ	<b>三</b>					UFF	1 '				
11.3			H	7	7	Ŧ	Ŧ	Н	$\mp$	Ŧ	Ŧ		П	7	-	Н	H	7	Ŧ		П	7	Ŧ	F	H	1	Н	131	かつお											
2,2				$\dashv$	1	+	+		Ŧ	+		H	Н	4	_	Н		1	+			-	Ŧ	H			H	132	# ##	数)										
かー				7	1		Ŧ		$\mp$	Ŧ		F	Н	7		Н		1	Ŧ				Ŧ	F			Н	~ 135	4. 4. g		lr			_		_				
亡			Ħ	1	1	#	Ŧ	П	$\mp$	+	Ŧ	F	H	+	+	H		+	+		H	+	Ŧ	H	H	+	Ħ	136	もうかぜめ よしきり (ねずみ) ざ め			拙	併	部			Ħì.			
, C				1	#	+	+	Н	$\mp$	#	+	F	Ħ	1	+	Ħ		$\downarrow$	+		H	#	+	H	H	+	Ħ	~ 130	Se .∵			祖			1					
24 E3				1	#	#	#		$\pm$	#	+	L	H	1	+			#	#			#	#	Ħ		+	Ħ	9140	<u>ت ت</u> ح پو			年田	分報		II					
Ü			$\exists$	$\downarrow$	#	#	+		$\pm$	#	+	F		+	+			+	+			#	#	Ħ		+	Ħ	~ 14	がしまま			Ш	施和	加			严			
% 			$\exists$	1	+	†	+		$\pm$	+	1	t	H	+	+			#	+			+	+	Ħ	H	1	Ħ	3144			-			114	+ "	+	٦,			
, 南緯 , 東経 , 西経の別はいずれか―方に〇印をつけること。				$\pm$	$\pm$	‡	+		$\pm$	+	$^{+}$	L	H	1	$\pm$			$\pm$	+		Н	$\pm$	+	H	Н	+	Н	16 ~ 119 120 ~ 123 124 ~ 127 128 ~ 131 132 ~ 135 136 ~ 139 140 ~ 143 144 ~ 147 148 ~ 151	あなりなり			平成	平成							
, l'F				$\pm$	$\pm$	$\pm$	$\pm$		$\pm$	$\pm$	$\pm$			$\pm$	$\pm$			$\pm$	$\pm$			$\pm$	$\pm$	$\vdash$	$\parallel$	$\pm$	丗	1714		-		*	*							
			H	_[	_	f	Ŧ	H	_{	f	+	Ē	H	_	#				$\pm$	F	H	_	Ŧ	H	Ы	1	oxdot	8 ~ 1	その街											
			H	7	Ŧ	Ŧ	F	H	Ŧ	Ŧ	Ŧ	F	H	7	Ŧ	H	H	Ŧ	F		H	7	F	F	H	Ŧ	H	27	(ca*			併	併							
																													痽				'"							
																													am H			Ш								
																													啉				垣							
																																Ш	公	Ł,	. [	9				
	_		_	_	_			-	_	_		_		_		_			_	_				-							. L		•							┙